明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○揮発油中の酸化生成物の測定方法として経済産業大臣が定める方法（経済産業一五八）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　三
国家試験
通関士試験公告（財務省）　三
医師国家試験の施行（厚生労働省）　四
医師試験委員の公告（同）　五
歯科医師国家試験の施行（同）　六
歯科医師試験委員の公告（同）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構公共下水道工事の完了、西日本高速道路株式会社工事一部完了、プログラムの著作物に係る登録、日本放送協会入札、弁理士登録関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五一

告示

○経済産業省告示第百五十八号

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十五条第二項並びに別表第五の揮発油販売業者の委託に係る分析の項の試験方法の欄第九号及び揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者及び揮発油特定加工業者の委託に係る分析の項の試験方法の欄第九号の規定に基づき、揮発油中の酸化生成物の測定方法を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用する。なお、平成八年通商産業省告示第百十九号（揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十五条第二項の規定に基づく揮発油中の酸化生成物の測定方法）は、廃止する。

平成二十四年七月二日

経済産業大臣　枝野　幸男

揮発油中の酸化生成物の測定方法として経済産業大臣が定める方法

1．総則

揮発油中の酸化生成物の測定方法については、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）K0124号（高速液体クロマトグラフに共通する項目は日本工業規格K0124号（高速液体クロマトグラフィー通則）による。

2．高速液体クロマトグラフの構成

次の(1)～(8)から構成される。ただし、高速液体クロマトグラフィー通則）による。

(1)　分離管

ステンレス鋼製であって内径4～4.6mm、及び長さ100～250mmのもの。

(2)　充填剤

粒径5μmのシリカゲルにオクタデシルシリル基（ＯＤＳ）を化学的に結合したもの、又はこれと同等の分離性能を有するもの。

(3)　ポンプ

溶離液を流速1ml／分で送液できるもの。

(4)　検出器

吸光光度検出器であって波長260nmで測定できるもの。

(5)　カラム槽

温度40～45℃において±1℃に制御できるもの。

(6)　溶離液切換器

2種類の溶離液を任意の送液時間で切り換えることのできるもの。

(7)　試料導入装置

測定用試料溶液の1～5μlを再現性よく系内に導入できるもの。

なお、多数の測定用試料を自動的に導入するため、自動試料導入装置を用いてもよい。

(8)　データ処理装置

クロマトグラムを記録するとともに、個々のピークの保持時間及びピーク面積を記録できるもの。

3．試薬

次の(1)～(12)による。

(1)　アセトニトリル

高速液体クロマトグラフィー用のもの。ただし、波長260nmにおける吸光度が0.01以下（セルは1cm、レファレンスは超純水）のものに限る。

(2)　安息香酸メチル

純度98%以上のもの。